

災害時における廃家電製品の取扱いについて
平成13年10月2日付け環廃対第398号
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知

環廃対第398号
平成13年10月2日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

災害時における廃家電製品の取扱いについて

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「法」という。）第2条第4項で定める特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）が、災害（暴風、豪雨、こう水、高潮、地震、津波その他異常な天然現象により生ずる災害をいう。以下同じ。）によって廃棄物となった場合の取扱いについて、下記事項にご留意ありたい。

また、貴管下市町村に対しては貴職から周知されたい。

記

1. 災害により廃棄物となった特定家庭用機器廃棄物については、法第54条に基づいて製造事業者等に引き渡すか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に定める廃棄物処理基準に従って処理されるべきものであること。
2. 市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が上記1. の処理を行った場合（製造業者に引き渡した場合に限る。）には、かかる処理費用は災害廃棄物処理事業として国庫補助対象となること。この場合、法に基づいて製造事業者に引き渡す場合には、法第19条に定める料金が災害廃棄物処理事業の処理費用に該当すること。
なお、市町村が回収すべきものとして特定家庭用機器廃棄物を回収する場合、条例等に基づいて被災者から料金を徴収することは妨げないが、この場合には災害廃棄物処理事業の補助対象には該当しないこと。
3. 特定家庭用機器廃棄物が災害廃棄物に該当するかどうかは、災害により家屋等が被災した場合（全壊、半壊、床上浸水の場合に限る。以下、「全壊等」という。）に、当該災害が原因で対象家電が廃棄物となり、かつ、災害発生後速やかに廃棄物として市町村に引取りの求めがあった場合を原則とすること。この際、災害に乗じて被災していない廃家電を廃棄されるおそれもあることから、全壊等により被災した家屋等における廃家

電の所有台数を市町村で調査を行い、災害廃棄物に該当するかどうか判断する必要があるとともに、他の災害廃棄物と同様に被災後相当の期間が経過した場合は災害廃棄物に当たらない場合もあること。

4. フロン回収の観点から、エアコン及び冷蔵庫の回収・保管に際しては、冷媒の漏洩に留意するとともに、できる限り分別して行うこと。

5. 上記については、個々の災害現場の判断に基づいて、人命や財産の保護、衛生上の措置等が優先して行われることを妨げないこと。また、特定家庭用機器廃棄物の保管の際には不法に廃家電を放置されることのないよう管理を適切に行うこと。